

武庫川女子大学教育研究所・大学院臨床教育学研究科

倫理綱領

前文

本研究所および研究科は、社会情勢の変化や流動化および多様化に伴って発生する諸問題に対して、教育学・心理学・福祉学の視点から、個人の発達・成長の支援あるいは援助に関する実践的研究を通して、個人を取り巻く地域社会やコミュニティ、社会的環境のより望ましい方向性を探求することを目指す。

本研究所および研究科の構成員は、以下に示す倫理綱領を遵守し、教育・研究・実践に取り組むものとする。なお、上記の構成員とは、本研究所および研究科に所属する教職員、本研究科修士課程および博士後期課程に在籍する学生および研究生等である。

倫理綱領

I. <基本的人権の尊重>

我々は、対象者の持つ基本的人権および人格権を尊重し、これらを侵害してはならない。

II. <インフォームド・コンセントの確認>

我々は、教育・研究・実践などを行う際、その趣旨および方法・手続き、さらには予想される成果などを、対象者に分かり易く説明し、協力の同意を得なければならない。

III. <プライバシーの守秘義務>

我々は、教育・研究・実践などを行う際、対象者から得られた個人情報などに関して、これらを守秘する義務を負う。

IV. <承諾・許可の必要性>

我々は、教育・研究・実践などの成果を公表する際、前もって対象者から承諾・許可を得て、なお且つ個人が特定されないように配慮しなければならない。さらに、対象者の所属機関の承諾・許可を得ることが望ましい。

付記

この倫理綱領は、平成 17 年 7 月 1 日より施行する。

改訂；平成 27 年 4 月 1 日